

## 大分県森林由来 J-クレジット創出費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、温室効果ガスの吸収を促進するため森林資源を活用した J-クレジットの創出を行う事業者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) J-クレジット 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO<sub>2</sub>等の排出削減量や、適切な森林管理による CO<sub>2</sub>等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度をいう。
- (2) 補助事業者 県内に山林を有し、J-クレジット制度の方法論中森林に係るもの(方法論No. FO-001、FO-002、FO-003)においてプロジェクト登録を行った県内に事業所を有する事業者をいう。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、この補助金を申請した年度の J-クレジット制度の登録・認証に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。
  - イ 審査費用(妥当性確認)
  - ロ 審査費用(検証)ただし、初回の審査費用のみを対象とする。
- (2) 補助率
  - イ 審査費用(妥当性確認)の50%以内とし、60万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
  - ロ 審査費用(検証)の50%以内とし、60万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請並びに実績報告)

第4条 規則第3条第1項及び第12条の規定による申請並びに実績報告は、補助金交付申請書並びに実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) J-クレジット制度の登録または認証を証明する書類
- (4) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (5) 登記事項証明書
- (6) 誓約書(別紙)
- (7) その他知事が必要と認める書類

### (補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

#### （補助金の交付決定並びに額の確定）

第6条 規則第6条及び第13条による通知は、補助金交付決定通知書並びに額の確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

#### （申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書並びに額の確定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

#### （補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

#### （補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定並びに額の確定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （書類の提出部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県森林由来J-クレジット創出費用補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。